

社会福祉法人愛星会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛星会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

(1) 役員等が、理事会及び評議員会に出席した場合

東吾妻町内 4,000円

吾妻郡内 5,000円

吾妻郡外 6,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合

上記(1)の場合と同じ

(出張旅費)

第4条 役員等が理事長の命令を受けて出張する場合は、別に定める愛星会職員旅費規程を適用するものとする。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。